

第14回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

1 日 時 平成22年10月15日（金）午後3時～午後4時22分

2 場 所 市役所 P1会議室

3 出席者

○ 委 員 等（敬称略）

委員長 鬼追 明夫（弁護士「なにわ共同法律事務所」）
委員長代理 松本 和彦（大阪大学大学院高等司法研究科 教授（憲法・環境法））
委員 坂口 勝治（大阪南部たばこ商業協同組合 理事長）
〃 西田 賢治（大阪商工会議所常務理事 事務局長）
〃 花嶋 温子（大阪産業大学人間環境学部生活環境学科 講師）

○ 大 阪 市

玉井環境局長
環境局 事業部業務担当課長

4 会議録

（事務局：環境局事業部業務担当課長代理）

定刻がまいりましたので、ただいまから第14回の大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪市環境局事業部業務担当課長代理の木村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、本日の出席状況のご報告でございますが、現在のところ、欠席のご連絡をいただいておりますのは森田委員と佐竹委員、2名でございます。西田委員もまだお見えでございませんが、たぶん遅れておられると思いますので、時間の都合もございまして先に進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本委員会につきましては、大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項に基づきまして、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができませんが、本日につきましては委員7名のうち現在のところ4名がご出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げたいと思っております。

また、本日の傍聴者の方はございません。報道機関の取材も今のところ入っておりませんので、あわせてご報告を申し上げます。

それでは、これから議事等に移ります前に、お手元にお配りしております本日の資料の確認をさせていただきます。

(ここで、西田委員到着)

(配付資料確認)

(事務局：環境局事業部業務担当課長代理)

続きまして、このたび委員の異動がございましたので、ご報告をさせていただきます。平成20年9月から2年間、委員としてお願いしておりました久米井委員におかれましては、ご都合によりこのたびご退任されることとなりました。

また、久米井委員のご退任に伴い、本日付で新しく本委員会委員にご就任をいただきましたので、ご紹介をいたします。

大阪市のPTA協議会会長の佐竹委員でございます。なお、佐竹委員は急な所要で、本日は欠席をさせていただきたいということでご連絡をいただいておりますので、ご了承お願いをいたしたいと思っております。

それでは、ここで環境局を代表いたしまして、環境局長の玉井から一言ご挨拶をさせていただきます。

(事務局：環境局長)

大阪市の環境局長の玉井でございます。

皆様方には本当にお忙しい中、ご参集をいただきましてまことにありがとうございます。また、委員の先生方には、平素より市政全般にわたりまして格別のご指導ご支援を賜り、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、たばこの煙が他の人に及ぼす害、いわゆる受動喫煙を取り巻く環境でございますけれども、近年、急速に変化をいたしておりまして、国の喫煙対策につきましてもこれまで健康増進法第25条で、学校や病院、飲食店や官公庁など、多数の人が利用する施設においてその管理者に対して、受動喫煙の防止についての努力義務という課し方をしておりましたけれども、ことしの2月にはさらに踏み込んで、厚生労働省から、多数の者が利用する公共的な空間においては、原則として全面禁煙であるべきという通知が全国の自治体に出されました。これを受けまして、私ども大阪役所でもこれまでとっておりました分煙というところから、今月の10月1日から勤務時間中は全面禁煙にいたしております。

大阪市の路上喫煙対策につきましても、ご案内のように、健康あるいは防災、防火、まちの美化

といった観点から、市民の皆様が安心して暮らすことのできる安全で快適な生活環境を確保することを目的といたしまして、平成19年4月に「路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、はや3年半が経ったところでございます。

この間、委員の皆様には、「路上喫煙禁止地区」の指定を中心にご議論を重ねていただき、19年7月には御堂筋を中心とする禁止地区を設定いたしまして、同年10月から過料徴収を始めてまいりました。

また、平成20年度には、委員会からの答申に基づきます「重点啓発推進地区」として、「たばこ市民マナー向上エリア」を全国に先駆けて実施することができてまいりました。委員の皆様には、喫煙者の喫煙する自由と路上喫煙の規制という相反する課題の調和をお取りいただくという、極めて難しい問題につきまして、それぞれのお立場からいろんな角度でご議論をいただいております。

本日も新たに、「たばこ市民マナー向上エリア」にご応募いただいた団体のご審議を、お願いすることになっておりますが、募集にあたりましては、私ども環境局の環境事業センターが区役所などと連携をしながら啓発をし、相当数の団体に応募していただくことができました。日々、我々のもとに届いてまいります市民の声というのがあるのですけれども、その市民の声の中から取り上げてみましても、御堂筋を中心とした「路上喫煙禁止地区」だけでなく、市内各所で路上喫煙対策を積極的に、もっともっと進めて欲しいという、数多くの声が寄せられております。

この路上喫煙対策を実効性をもって継続的に取り組むためには、地域において、それぞれの実情に沿って、自主的に取り組むという気運を醸成していくことも重要であると考えておりまして、そうした意味でも地域の皆様と我々行政が協働して取り組むという「たばこ市民マナー向上エリア制度」は大変意義深いものと思っておりますので、皆様方には、本日よろしくご審議をお願いいたしまして、簡単でございますけれども、冒頭私の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、本日、よろしく願い申し上げます。

(事務局：環境局事業部業務担当課長代理)

それでは、議題に入らせていただきます。委員長、よろしく願いいたします。

(鬼追委員長)

玉井局長、ご挨拶、ありがとうございました。

皆様方には1年間のご無沙汰でございまして、お元氣でご活躍のこととお慶び申し上げます。

それでは、委員会の進行を務めさせていただきます。皆様のご協力を得ながら円滑に議事を進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

なお、本会は、以後の議題から公開で行われておりますが、委員長の許可なく録音や撮影はできません。私語・雑談は議事進行の妨げになりますので、謹んでいただくように傍聴の方にもお願い

申し上げたいと思います。携帯電話のお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにさせていただきたいと存じます。なお、万一指示に従わない場合には退出をしていただく場合もありますので、円滑な委員会の運営にご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。まず最初に、取り組みの報告等について、事務局からの説明をお願いいたします。

(事業部業務担当課長)

事務局からご説明させていただきます。私、大阪市環境局業務担当課長の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大阪市の路上喫煙対策は、委員の皆様方のお力添えをいただきながら、平成19年4月の条例の施行から、はや3年半が経過いたしましたところでございます。また、平成20年度からは、本委員会の答申による新たな取り組みとして「たばこ市民マナー向上エリア制度」を立ち上げまして、市内全域での路上喫煙を含めた市民マナー向上への取り組みを行ってまいったところでございます。このような取り組みの状況などにつきまして、お手元の「第14回大阪市路上喫煙対策委員会資料」に基づきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の1ページをお開き願います。

まず、過料処分に関しましてご説明いたします。平成19年10月から罰則の適用を始めております。違反者には1,000円の過料処分を行い始めて以降、平成22年9月末までの36カ月のトータル処分件数は2万9,819件でございます。1カ月当たりになおしますと約830件、1日で申し上げますと約30件弱という状況でございます。

平成21年度の月平均は950件でございましたが、今年度、平成22年度に入りまして、若干減っております。月平均でいきますと810件といった状況になっております。このうち約97%が現金での徴収でございます。また過料処分の対象となられました方々の住所地は、わかっている範囲で申し上げますと、大阪府在住者のうち大阪市内在住者、大阪市外、大阪府外といった形の部分でみましても、それぞれが6,000件前後と数字上では市内居住者、市外居住者、大阪府外の方々といった部分でも、お名前とかご住所をいただいている方でいきますと、そう差異はございません。

路上喫煙率の定点調査につきまして、ことしの7月の調査では、路上喫煙禁止地区内での平均が0.3%、全市での平均が0.7%で、ともに前年同月の調査時よりは、0.1ポイント低下しておる状況でございます。路上喫煙禁止地区内には2カ所の喫煙設備がございますが、その喫煙設備の利用率は1ページ目に記載しております。御堂筋北にございます大江橋の北詰め施設では50.3%、御堂筋南部にございます高島屋北側のなんば施設が7.5%となっております。御堂筋北にございます、ちょうどこの本庁舎の北側ですけれども、大江橋が前回調査時よりも大幅に増えておりますのは、ことしの2月25日に厚生労働省から出されました、事務所や官公庁施設のほか、金融機関や飲食店、ホテ

ルなど多数の方が利用する場所では原則禁煙するよう求める通知により、室内での各部署の禁煙が徹底された影響ではないかと思われます。顕著に大江橋の北詰めのところには、そこに向けてたばこの集中しているという状況があらわれております。

資料の2ページをご覧くださいと思います。

路上喫煙率の定点調査の結果について分析をいたしますと、条例施行前の平成18年度では路上喫煙率が平均2.6%でございましたけれども、過料徴収を始めました平成19年10月の直後では、路上喫煙率が0.6%と急激に下がりましたものの、以降は0.4%と、ほぼ横ばいの状況が続いてまいりました。

それが、今回、平成22年7月の調査では0.3%、若干下がった状況に至っております。その中で路上喫煙禁止地区内での路上喫煙率の高い数値の地域は、これまで中之島中央公会堂前の交差点、これが平成21年度の調査時1.3%、及び南海難波駅北側三角地1.0%、これも平成21年7月の調査でございましたけれども、率先垂範の観点から、路上喫煙禁止地区にしておりますこの市役所・中央公会堂周辺の路上喫煙率、何とか低下させるために、我々の取り組みといたしましても、ことしの7月から9月を啓発強化月間と位置づけまして、期間中の毎週水曜日には全指導員を動員し、お昼休みや、いわゆる5時半から6時といった形の退庁時間帯を中心に、職員が制服を着まして集中的に巡回を行いましたところ、こうした効果の甲斐あってか、色をかえておりますけれども、平成22年7月の定点調査では、中之島の中央公会堂前交差点の路上喫煙率が一気に0.4%まで下がった状況がございます。

3ページをお開き願いたいと思います。

重点分野雇用創出事業を活用した「ポイ捨て・路上喫煙防止啓発業務」の実施についてご説明いたします。重点分野雇用創出事業と申しますのは、近年、雇用情勢が非常に厳しい中であって、国が平成21年度から行っております事業で、成長分野として期待されている業種において、新たな雇用機会の創出や、地域ニーズにあった人材を育成するために、実施している事業でございます。今回、大阪市でもこの事業を活用いたしまして「ポイ捨て・路上喫煙防止啓発業務」を実施し、禁止地区以外での更なるマナーアップを図ってまいりたいと考えております。この実施期間は、平成22年9月から来年の平成23年3月までを対象として、啓発対象地区には大阪市が定めておりますノーポイモデルゾーン、これは主要ターミナル、繁華街などでございますけれども、37カ所のうち、御堂筋にかかります路上喫煙禁止地区を除いた34カ所で実施しております。具体的な業務内容につきましては、資料3ページの写真でございますように、2名が1組となりまして、ポイ捨て・路上喫煙防止を呼びかけながら、地区内を巡回し、啓発用のポケットティッシュを配付いたしますとともに、巡回中に路上に落ちているたばこの吸い殻やごみを回収するといった形のもので、雇用促進との兼ね合わせた事業を進めております。

次に4ページをご覧くださいと思います。

平成22年8月に、大阪近郊、京阪神三都市で路上喫煙の対策会議を開催いたしました。昨年、一昨年に引き続き、同じような路上喫煙に関します課題を持つ京阪神の三都市が一堂に集まりまして、今後よりよい方向へ進めるための意見交換を行う会議でございます。まず、神戸市さんからは、ただいまご説明させていただきました重点分野雇用創出事業を活用した大阪市同様のポイ捨て・路上喫煙防止啓発業務を実施しているとの報告がございました。京都市からは、本年7月に禁止地区を拡大したことに伴い、指導員の人数は6名のままで、京都市のサービス事業課の現業職員（36名）が、主に啓発業務を行う、ということで対応されております。こうしたことから、平成22年度の京都市の過料件数が増えたといった状況になっていると聞いております。大阪市の活動につきましては、先ほど述べておりますので割愛させていただきます。

5ページをご覧いただきたいと思えます。

逃走（指導無視）といった形の部分で、最近ぐんぐん減っておりますけれども、違反者が指導を無視して逃走する場合の各都市の対応について、三都市で話をしている中で、各都市とも、事故につながる危険があるとの理由から、走って追いかけるなど無理な深追いはしないようにしているのが実情でございます。ただ、各都市とも決して逃げ得を容認しているのではなく、違反者が暴力をふるってきた場合には、公務執行妨害として、毅然と対応するよう指導員には徹底しているとのことございました。

このような内容を、大阪で申し上げますと、8月17日に毎日新聞の夕刊に、自転車の男性が指導員の制止を無視して逃走といった記事が出たことがございます。このことに関しまして、大阪市のこれまでの取り組みは、平成20年3月の、過料徴収の実施後6カ月程度経ったとき、条例の違反者が過料徴収の業務に従事しております指導員の制服のボタンを引きちぎるといった公務執行妨害の事案がございました。そうしたことに対する対応としまして、こういった形に毅然として対応するといったことで、委員の皆様方のお力をお借りいたしまして、平成20年4月に「指導員の巡回・指導時の対応指針」を作成いたしまして、各指導員に周知を徹底したところでございます。

昨年のこの対策委員会でもご報告をいたしましたけれども、平成21年9月、ちょうど1年ほど前ですが、指導員がたばこをくわえた男性に注意したところ、いきなりカラーコーンを投げつけ殴りかかってきたという形の部分で、その場で取り押さえ警察へ引き渡した事案がございました。これは「指導員の巡回・指導時の対応指針」に添って、全指導員が対応したということでございます。

今年に至りましても、22年4月に新たに指導員が4名入れ替わりましたけれども、指導員には、こういった対応指針を再度周知いたしまして、2名1組での過料徴収を徹底するよう周知しております。作業の関係でいきますと、たばこを吸っておられる方に指導しつつ、住居地とかいろんなことを確認する上で、つい逃走されるといった形の部分が起こりやすいことがございますから、2名1組での過料徴収を徹底するよう周知いたしたところでございます。

これにつきましては、お手元の資料、別冊で（参考資料）をお開きいただきたいと思うのですけ

れども、カラー刷りの1枚目、過料処分に関する事務についてのところでの、白抜き縦の方、数字でいきますと412、119といった部分で、大阪市は22年度に関わりましては、今現在、指導無視の報告は2件という状況になっておりまして、不幸か幸いかわかりませんが、この8月のときにちょうど新聞の状況を尋ねられた、新聞記者の方が見られたという状況です。全体的には逃走されるとか指導無視するといったことは、状況的にはほぼなくなってきております。しかしながら、各都市ともいろんなそういった課題を持っておりますので、今後もこの三都市での対応、神戸・京都さん含めた対応を確認いたしますとともに、首都圏の自治体もたばこの関係は非常に前へ進んでおりますので、情報交換し、逃げ得を許さない体制づくりについてはさらに検討してまいりたいと考えております。

三都市で協力し合っております普及啓発の取り組みにつきましては、資料の5ページをご参照いただきたいと思いますけれども、ことしの2月にJR大阪駅前では三都市の指導員が集まりまして、合同の啓発キャンペーンを実施したところでございます。三都市での路上喫煙禁止地区を一つのものにまとめまして周知を行い、各々キャラクターも一緒に導入いたしまして、実施をしたわけですが、あいにくの大雨で、なかなか天候は我々にマッチしなくて、結果としてマスコミに取り上げていただく状況がございました。こういったことも踏まえまして、今年度は改めてインパクトのある啓発が行えるよう検討しているところでございます。

次に、6ページ、7ページをご覧いただきたいと思います。

普及啓発事業についてご説明いたします。平成21年度の普及啓発活動は各種イベントの啓発物品の配付のほか、写真上段左側でございます小学生を対象としたポスターコンクールの表彰式、上段右側は最優秀作品でございます。写真下段左側は、ことしの2月に、ただいま申し上げましたJR大阪駅前で行った三都市の合同啓発キャンペーンの様子でございます。

7ページに、今年度平成22年度の取り組みを記載させていただいております。新たな取り組みといたしましては、毎年、大阪市内24区でございますけれども、その24区で行われます区民まつりでは、これまではポケットティッシュを配ったという状況でございましたけれども、非常に暑いといった状況で、長く使ってもらえるよう啓発用のうちわを今年度作成いたしまして、5,000本配付したところでございます。また新たに、大阪には多くの方が訪れますので、飛行機で大阪を訪れていただく方に啓発するため、写真下段、8月、夏休み限定で関西国際空港と伊丹空港に大型ポスターを掲示したところでございます。このキャラクターには他都市にも知名度の高いいだおれ太郎さんに力を発揮していただいたところでございます。このほか、昨年度から淀屋橋駅、難波駅で実施しております地下鉄の階段広告につきましては、さらに拡大をいたしまして、本町駅、心斎橋駅にも設置したところでございます。

報告の最後となりますが、8ページから14ページをご覧いただきたいと思います。

まず、8ページから11ページでございますが、平成20年度に「たばこ市民マナー向上エリア制度」

を発足した当初の参加25団体の活動報告を載せております。平成21年4月から平成22年3月までの1年間の活動報告でございます。ほとんどの団体が毎月、曜日を定め、定期的に街頭啓発や清掃活動など行っていただいております。

そうした中で、8ページ1番の淡路本町商店街振興組合、9ページ10番の天神橋筋商店連合会などでは、商店街での放送設備を使って日常的に啓発放送を流していただいております。このほか、10ページ下段の18番、難波センター街商店街振興組合では、地域の精華盆おどり大会や宝恵駕行列にあわせて街頭啓発を行っていただいておりますし、11ページ上段の20番、千日前道具屋筋商店街振興組合では、道具屋筋まつりや年末の感謝デーにあわせて街頭啓発を、下段25番のジョイフル阿倍野たばこユニオンさんでは、成人式の会場付近でのマナーキャンペーンを行うなど、地域や季節のイベントにあわせて工夫した活動を行っていただいております。

続いて、12ページから14ページ、平成21年度からご参加いただいた17団体でございます。この報告につきましては、21年12月から22年3月までの4カ月間の活動報告を、年度末にいただいておりますことから、まだ短い期間での活動報告でございますので、1カ所計画中といった、実施まで至っていないところがございますけれども、今現在活動されているように聞いております。この中では、おおむね月1回程度の活動に取り組んでいただいております。今後は、先ほどご紹介させていただきました当初から実施いただいております団体等の活動内容、特に工夫して活動を行っている団体の情報などを、私どもから他の団体にお伝えするといった形の部分で、「たばこ市民マナー向上エリア制度」全体を、地域と一緒に、行政も連携を図って盛り上げていきたいと考えております。

大変長くなりましたけれども、取り組み報告及び説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(鬼追委員長)

それでは、先ほどのご説明、ご報告等について、ご質問ご意見でも結構でございますが、お出しいただきたいと思っております。

(松本委員長代理)

ご説明どうもありがとうございました。一つ質問させていただきたいのですが、4ページの三都市の路上喫煙対策会議について、年1回の開催ということではよろしいでしょうか。

(事業部業務担当課長)

開催の回数でいきますと、年2回ぐらいで計画と、各都市の状況というのですか、どの時期が一番いい啓発ができるんだといった形のもので、電話連絡はとりますけれども、集まるという機会が

いきますと、会議という場では2回程度でございます。

(松本委員長代理)

ありがとうございます。年2回開催されているということですね。

私、気になりましたのは、大阪府が実施しております「たばこ市民マナー向上エリア制度」のことです。この制度が、先ほどのご説明では、神戸市や京都市では特に同種の制度は導入されていないと理解したのですが、もしそうだとした場合、大阪市の制度を神戸市や京都市のほうはどのように評価されているのだろうかというのが、ちょっと気になりまして。大阪市のこの制度は、うまくいけば非常にユニークな試みであり、大阪モデルとして他都市にとっても参考になる制度になるのではないかと期待しているわけです。しかし、自画自賛する前に、他都市はどのように見ているのかというのが気になるところでありまして、もしこの会議の場で何らかの評価があるようであれば、お教えいただきたいと思っております。

(事業部業務担当課長)

昨年もですが、神戸市さん、京都市さんも、大阪市の取り組みを、特に事務レベルでいいますと非常に評価をいただいております。ただ、実務的に市民協働といった部分でできるのかという不安のほうが、まだ多いように、私は承る感じでございます。実質的にはそれが一番いいと思いつつも、まだ実行はされていない。ただ、一方では、京都市さんも神戸市さんも過料のエリアを少し広げるというほうが、逆に市としては主眼に置かれているのかと聞こえております。

実務レベルは、マナーエリアは非常に参考としたいと言われておりますけれども、いかんせん私もまだこれが生まれて2年ほどですから、こういうような形の取り組みをしっかりとすれば、こう動きますよというまでのお互いの情報交換という場までは至っておりません。

(松本委員長代理)

もう一つ、これは質問ではなくて、私の意見ですけれども、この「たばこ市民マナー向上エリア制度」については、今もご説明いただきましたように、発足してまだそれほど時間が経っていないということで、制度の実効性に対する評価をするには、まだもう少し時間的な余裕が必要なのではないかなという気がしないではないのですが、しかし、いずれはこの制度がどの程度の実効性があるのかを評価せざるを得ないときがくるのではないかと考えております。

そのためには、禁止地区と同じように、例えば定点観測等を実施する必要があるんじゃないかと思っております。市民協働という素晴らしい試みによって、過去よりも現在のほうが、あるいは現在より未来のほうが、マナーが向上したというような何らかの成果が出たというのであれば、それは大阪市の成果として大いに誇れるものでありますし、また他都市に対する参考にもなるのでは

ないかと感ずるわけです。

その点について、ぜひ調査、定点観測を中心とする調査をすべきではないかと思うわけですが、この点について大阪市としては現在どういう体制にあるのか、お教えいただければと思います。

(事業部業務担当課長)

今、委員おっしゃられますマナーの向上にかかわって、定点調査をするようにしておりますけれども、まずマナー向上エリアというのがより広がって、いわゆる法規制でいくのではなくして、地元の方々と、マナーの観点からこういったたばこに関する取り組みが、自然に輪が広がるのが大事だと思っておりますし、この点については今後とも広げたいと思っております。

定点観測にかかわりましては、ここ2年、また今回応募いただいているところを含めまして、着実に定点観測をきっちりしまして、分析はしていきたいと思っている状況でございます。

(松本委員長代理)

どうもありがとうございました。

(鬼追委員長)

私からちょっとお尋ねしたいのですが、2ページのことしの7月に、特に中之島中央公会堂前交差点がかなり減少しているということで、それはそれで大変ご努力の跡が出ているんだろうと思うのですが、いつかも申し上げましたが、私、ほとんど毎朝のごとく淀屋橋から大江橋の橋詰めまで、禁止区域、そこを歩くのですけれども、そう目立ったほどには減少してないなあと。私がよく歩きますのは、梅新東は禁止地区かどうか知りませんが、梅新東の陸橋ありますね、あそこなんか汚いことこの上ないですよ。吸い殻と何か知らないけどいろんなものを捨ててある。これは大阪市民の何という公的なモラルの欠如じゃないかと思うのですが、「確かにきれいになったな」という実感はないんです、歩いてみますと。それはなぜかといいますと、特に淀屋橋から大江橋までは夜半だろうと思うのです、新地帰りの酔客がポイ捨てをやるんじゃないのかなと、こう思うのですが、たまには夜間もおやりになるというようなことはできませんかね。

(事業部業務担当課長)

お答えいたします。昨年も委員長から、昼間ではなく、結果的に朝見たらたばこの吸い殻というのは、どうも場所的にいいますと、酔客の方々がほっとして、捨てられるといった形の部分で、一度夜間をしてみてもどうかというご意見もいただきまして、昨年、私も答えた部分で、一度検討させていただきたいとお答えしまして、ことしは先ほどの報告で出しましたこの7月から9月の、晩

の7時ぐらいまでの状況をいったん、職員を全員フルに活動させまして、7時以降たばこのといった形の部分でいきますと、やはりそこでは規制というんですか、喫煙者を取り締まるというところまでいかずに、服装を見てわかるといった状況でございますから、もう一歩進んでその点につきましてはさらに検討してみたいと思います。

一方、今おっしゃられます梅新東の交差点は、喫煙の過料対象からはずれた場所でございます、私も歩道橋、昨日、ちょっと見たのですけれども、あまりにも、見苦しさというのはつくづく思っています。本当に大阪市民の方全体ではないでしょうけれども、その線から少し離れたら、ほっとして吸うといった方が、まだまだ多くいてはるのかなと思っておりましたら、そこは何といても。ただ、汚いままでおきますと、ついついまた捨てよかという形になりますから、そこについては早々に定期的に確認をしながら、過料する対象場所ではないので、啓発するような形の部分を検討していきたいと思います。

(鬼追委員長)

7時頃まででしたら、ほとんど意味はないですね。11時から12時前ぐらいでないと、酔客のあれには、ほとんどあれだと思います。ただ、トラブルときが多いと思います、片方は酔ってますからね。ずいぶん気を使われるだろうと思うし、また現実にそれに携わる方は大変だとは思いますが、たぶんそういう時間帯に集中しているんじゃないですか。

(事業部業務担当課長)

もう一歩踏み込んだ形の部分で、何回もできるという形はないかもわからない。実情を把握するといった形の部分で。

(鬼追委員長)

大変困難だろうと私も思うのですけれども、それをやらないと、なかなか実効性が上がらるのではなかりかという感じがいたしますね。

(事業部業務担当課長)

委員長おっしゃるように、先に一度実情を把握すると。検挙するというのではなくして、実情はどうやという、外から見て、そういう形の順番を踏むような体制を検討したいと思います。

(鬼追委員長)

ほかの皆様方、いかがでしょうか。先ほどのに関連して、それでなくても結構ですが、ご質問なりご意見、ございませんでしょうか。

(花嶋委員)

先ほど神戸市と京都市、同じ政令市との関係というお話はあったのですが、最近あちこちでお聞きするのは、大阪市に隣接する大阪府内の自治体の皆さんから、大阪市がやってらっしゃるので、「うちもぜひ」という議員さんからの突き上げとかで、大阪市ほどのことはできないにしても、路上喫煙に対する対応を迫られているというような話を複数お聞きしたんです。大阪市にはそういうお問い合わせは何件かありますか。

(事業部業務担当課長)

政令市になられています堺市さんからは、状況をお尋ねに来られたことがございますし、その他の都市からも電話とか、情報をお尋ねになられることはございます。

(花嶋委員)

将来的には大阪市に隣接する各市、堺市もそうですね、との関係もお考えいただいたら、よりお互いにとって、特に大阪市にお勤めにきてらっしゃる方が非常に多いと思うので、みんなで広がっていけばもっといいなあと思っております。よろしくお願いいたします。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。いかがでしょうか。

(坂口委員)

まず、私が業界から、この対策委員会に遵奉といいますか、並びまして、光栄といいますか、非常に喜んでおります。

話はちょっとそれるのですが、定価改定に伴いまして、先月、9月は、300%以上のたばこ販売ということで大変忙しかったわけです。この10月に入ってきますと、逆に75%減ということで、たばこの喫煙者が約25%減少になるんじゃないかという予想をたてておりまして、この会も御堂筋が禁止地区になりまして、2カ所の喫煙場所がございますが、それでも難波のほうが一低くなってあります。そんな意味でも、これから徐々に減ってくるのではと予測いたしております。

マナー向上エリアの団体に、私どもの業界からも加入させていただいて、頑張っているところでございます。以上です。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。

西田委員、いかがでしょう。

(西田委員)

過料処分に関する件数について、1ページ目に出ておるとおりで、少しずつ減ってきているということですが、過料処分を受けられた方たちは、こういう制度があることをご存じなかったのか、うっかりしていたというか、それとも横着に「まあ見つからんだろう」ということなのか、そこらへんの、何かある程度原因とか背景とかいうのはわかるのでしょうか。

(事業部業務担当課長)

なかなか過料処分を科した方々に、時間をかけてお話を聞けるという状況、まだどちらかというところまで至っておりません。指導員から報告を聞きますと、どちらかというところのご存じないような感覚で。ただ、過料の金額さえ払えば、すぐその場を離れられるといった形の部分ですから、恐らくご存じでないと。そうしますと、逆に「啓発の部分がどこまでや」というふうになろうかと思えますけれども、実際のところは過料をいただいた方々で、ゆっくりお話ができるというのはなかなか。周囲の目というのですか、そこで止められていることに対して、まして「指導員の服装を着た者複数に」という形になると、なかなか長く話をできる状況はないです。長く話をさせていただいている方は、少なからず何か反対のご意見を出されている方々と聞いております。

(鬼追委員長)

ほかにはいかがでしょうか。後でもまた、随時、ありましたら、おっしゃってください。次の議題に移らせていただきます。

続きまして、平成22年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」応募団体の審査についてでございますが、この委員会は、第1回の委員会開催の折りに、「審議会の設置及び運営に関する指針」に基づいて、各委員のご同意を得た上で、会議を公開することになっております。

しかし本日の議案の、平成22年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」応募団体の審査については、応募団体の個人、法人、事業者の情報も含めて審議していただくこととなりますので、昨年度同様、この議題のみ非公開で行いたいと思いますが、確認の意味も込めまして、このような会議を公開にするか非公開にするかについて、大阪市の指針がございますので、これを事務局からご説明していただきたいと思っております。

(事業部業務担当課長)

お手元の「審議会の設置及び運営に関する指針(抄) 解釈・運用の手引」に基づきまして、ご説明申し上げます。

指針をめくっていただきますと、15ページの上の四角で囲ったところが「指針」の本体で、その下は解説になっております。ここで「会議の公開基準」として、「次のいずれかに該当する場合は

除き、公開するものとする」ということで、原則として公開することになっておりますが、公開から除外するケースもございます。その1つが、次の16ページ「(1) 会議において次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合」で、「ア 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の情報により特定の個人を識別することができるもの」とございます。また、次の17ページでございますけれども、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の場合は公開することから除くとしております。

本日の議案の「たばこ市民マナー向上エリア制度」の応募団体の審査につきましては、応募団体の個人、法人、事業者の情報も含めてご審議していただくこととなりますので、この指針に基づき非公開の取り扱いが必要であると考えられますが、次の26ページでございますように、指針では、「委員会の会議の公開・非公開については、指針に基づき、委員会で決定すること」となっております。以上でございます。

(鬼追委員長)

ありがとうございます。

お聞きのとおりでございますので、この議題のみ非公開とするでよろしゅうございましょうか。それでは、非公開ということで決定させていただきますので、よろしく願いいたします。

傍聴者の方、いらっしゃらないですね、きょうは。おられるのは、皆さん、事務局の方ばかりであります。

それでは、平成22年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」の応募団体の審査について、事務局から報告と説明をお受けしたいと思っております。その後、それぞれの応募団体がこの制度の活動団体にふさわしいかどうかを、当委員会で検討を行って意見を取りまとめたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

(事業部業務担当課長)

「第14回大阪市路上喫煙対策委員会資料」、 「平成22年度『たばこ市民マナー向上エリア制度』応募団体資料」説明

「『たばこ市民マナー向上エリア制度』の応募団体の審査について」

審議の概要

○ 委員等 ● 大阪市

— 喫煙設備について —

○ 2つの団体が、活動計画書に喫煙設備あるいは喫煙場所を今後、検討されるとある。設備のあ

り方あるいは場所の設置の仕方によっては、このエリアの趣旨とは反するような運用のされ方も危惧されるのではないかと思う。

- 現在、喫煙設備のある地域は1カ所（阿倍野）で、そこでは定期的に設備の状況、維持管理といった点について確認している。今後もそういった点については、行政としてチェックしていきたい。
- 「たばこ市民マナー向上エリア制度」は、市民との協働あるいは市民の自主性の尊重といったことが非常に大きな柱になっており、大阪市が監視監督というような規制行政的な役割を果たすのは、制度の建前からいうと、ややずれてるという気はするが、他方で、制度の趣旨と矛盾するようなことになってしまうのは、大阪市としても本意ではないと思う。
- 具体的な設備については承認というような堅苦しいことを言わず、具体化した段階で委員会に報告を願いたい。
- 喫煙設備を作るにあたっては、その場所や、その後の維持管理について、委員会に報告していきたい。

— 活動団体間の情報の共有について —

- これまで活動してきた団体から、うまくいっている事例やいろいろなノウハウを聞いたり、啓発物品についても、今まで活動されたところから少しアイデアをいただき、ポケットティッシュ以外の物を考えてみてはどうか。
- 各団体にわざわざ集まってもらわなくても、情報を事務局で取りまとめ、インターネットなどを活用し情報交換できるよう工夫してはどうか。
- 各団体の情報を集約し、さらに活動エリアが拡大するよう全体の気運を盛り上げていきたい。

（鬼追委員長）

皆さん、何かご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

そうしましたら、これで申請がございました18のエリアにつきまして承認という方向でよろしゅうございましょうか。

（異議なし）

はい、ご異存ございませんですね。ありがとうございました。

きょうの予定されておりました議題については、これで終了したわけではありますが、事務局から特にございませんか。

— 申請時の個人情報（活動者名簿）の取扱いについて —

- 「平成22年度『たばこ市民マナー向上エリア制度』応募団体資料」には、各団体の活動者名簿

が添付されている。個人情報保護の観点から、本日のところは全部資料を置いていっていただくということでお願いしたい。後日、議事録を郵送させていただく際、名簿を抜いた形で、改めて「平成22年度『たばこ市民マナー向上エリア制度』応募団体資料」を送らせていただくのでよろしくお願いしたい。

(傍聴者入室)

(鬼追委員長)

それでは、最後にその他でございますが、事務局から特に何かございますか。

(事業部業務担当課長)

事務局のほうから特にございません。次回の委員会の日程につきましては、事務局から改めて、委員長ともご相談させていただき調整を行った上で、ご連絡を差し上げたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(鬼追委員長)

実は、きょうは1年ぶりなんだそうですが、1年、間があきますと、この委員会と距離がかなりあくような感じがいたしましてね。そんなに何回もというわけにはいきませんが、最低年2回ぐらい、対策の進捗状況でありますとか、あるいは各エリアの活動状況でありますとか、そういうものの報告だけであってもしていただいたほうが、常にこの委員会を皆様方におかれても意識していただいて、いろんな発想をあたためていただくこともできようかとちょっと言っておまして、いずれそんなような方向でさせていただいて、皆様方のご都合をお聞きした上で、次回を決めさせていただきたいと思いますので一つよろしく願いいたします。ありがとうございました。

これで、本日の予定されております当委員会の議題はすべて終了いたしましたので、これをもちまして終了させていただきたいと思います。大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

(事務局：環境局事業部業務担当課長代理)

ありがとうございました。

本日にしましては、鬼追委員長はじめまして委員皆様に、長時間にわたりますご議論いただき、まことにありがとうございました。引き続き次回もどうぞよろしく願いいたします。以上で終わらせていただきます。